

権利制限規定

権利制限規定(集)

個人的な範囲内での 使用を許容

- ✓ 私的使用のための複製(30条)

付随的な利用等を許容

- ✓ 付随対象著作物の利用(30条の2)
- ✓ 検討の過程における利用(30条の3)

図書館関係

(知識の広がりや
学術の発展を促進)

- ✓ 図書館等における複製(31条1項)
- ✓ 特定図書館等における複製・公衆送信(31条2項)
- ✓ 国立国会図書館における所蔵資料の電子化(31条6項)
- ✓ 国立国会図書館における所蔵資料の自動公衆送信等(31条7項・8項)
- ✓ 国立国会図書館法によるインターネット資料等収集のための複製(43条)

引用・転載関係

- ✓ 引用(32条1項)
- ✓ 国等の周知目的資料の転載(32条2項)
- ✓ 時事問題に関する論説の転載等(39条)

出典:公益社団法人著作権情報センター「小・中・高校生のための映像資料『どうすりゃいいんだチョサクケン』解説編スライド」2024年

権利制限規定

権利制限規定(集)

教育目的関係

- ✓ 教科書等への掲載(33条)
- ✓ 教科用図書代替教材への掲載等(33条の2)
- ✓ 教科用拡大図書等の作成のための複製(33条の3)
- ✓ 学校教育番組の放送等(34条)
- ✓ 学校その他の教育機関における複製・公衆送信等(35条)
- ✓ 試験問題としての複製等(36条)

視覚障害者による 著作物へのアクセスの確保

- ✓ 視覚障害者等のための複製等(37条)
- ✓ 聴覚障害者等のための複製等(37条の2)

非営利・無料の上演・ 演奏・上映等関係

- ✓ 営利を目的としない上演・演奏・上映等(38条)

報道・国家活動関係

- ✓ 公開の演説等の利用(40条)
- ✓ 時事事件の報道のための利用(41条)
- ✓ 裁判手続等における複製等(41条の2・1項)
- ✓ 行政裁判手続等における複製等(41条の2・2項)
- ✓ 立法又は行政の目的のための内部資料としての複製等(42条)
- ✓ 審査等の手続における複製等(42条の2)

出典:公益社団法人著作権情報センター「小・中・高校生のための映像資料『どうすりゃいいんだチョサクケン』解説編スライド」2024年

権利制限規定

権利制限規定(集)

公的なアーカイブ のための利用

- ✓ 行政機関情報公開法等による開示のための利用(42条の3)
- ✓ 公文書管理法等による保存等のための利用(42条の4)

放送局関係

- ✓ 放送事業者等による一時的固定(44条)

所有者との調整

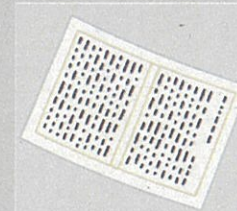
- ✓ 美術の著作物等の原作品の所有者による展示(45条)
- ✓ 公開の美術の著作物等の利用(46条)
- ✓ 美術の著作物等の展示に伴う複製(47条)
- ✓ 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等(47条の2)
- ✓ プログラムの著作物の所有者による複製等(47条の3)

柔軟な権利制限 規定関係

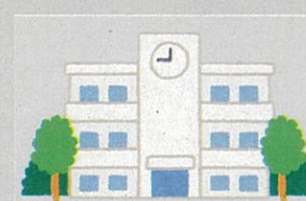
- ✓ 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用(30条の4)
- ✓ 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等(47条の4)
- ✓ 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等(47条の5)

出典:公益社団法人著作権情報センター「小・中・高校生のための映像資料『どうすりゃいいんだチョサクケン』解説編スライド」2024年

注目すべき「権利制限」



引用



学校その他の教育
機関における複製・
公衆送信等



「非営利・無料」の場
合の著作物の上演、
演奏、上映、口述

注目すべき権利制限①

著作権法第32条 「引用」

注目すべき権利制限①

(著作権法第32条1項)

公表された著作物は、
引用して利用することができる。
この場合において、その引用は、
公正な慣行に合致するものであり、
かつ、報道、批評、研究その他の
引用の目的上正当な範囲内で行なわれるもの
でなければならない。

「引用」のルール

- ① 引用部分が明示されていること(明瞭区別性)
- ② 引用元が明示されていること
- ③ 自分の著作部分と引用する著作物との
主従関係が明確であること(附従性)
- ④ 他人の著作物を引用する必然性があること(必然性)
- ⑤ 引用部分を改変していないこと

「引用」のルール

